

Title	対馬藩の朝鮮語通詞
Sub Title	Interpreter of the Korean language in the Tsushima-han
Author	田代, 和生(Tashiro, Kazui)
Publisher	三田史学会
Publication year	1991
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.60, No.4 (1991. 7) ,p.59(463)- 90(494)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文 特集対外交渉史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19910700-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

対馬藩の朝鮮語通詞

田代和生

はじめに

一八世紀、対馬藩の著名な儒者、雨森芳洲が、朝鮮語学習書の『交隣須知』の編纂や、対馬における朝鮮語通詞のための養成所を開設したことはよく知られている。芳洲の存在が、日朝間の外交や貿易史においてのみならず、語学史の立場からも重要視されているのはそのためである。⁽¹⁾

ところで歴史的、地理的關係により、対馬島には元来、朝鮮語を理解する者が多かったといわれている。したがって雨森芳洲が対馬へ来る以前も、藩内には通詞を勤める者が多く存在していた。本論で明らかにするよう
に、対馬藩では朝鮮通信使の来日などの際には、常時五〇人内外の者を通詞として動員しているほどである。藩

の重大事に、御用に立つ通詞五〇人という数は、一方において島内の朝鮮語理解者の層の厚さを反映させている。朝鮮との諸事に携わっていた対馬ならではこのことであり、人々が幼少の時分からこの言語を耳にできる機会の多かったことを物語っている。それにもかかわらず、なぜ芳洲は敢えて養成所開設の必要性を感じたのだろうか。藩の重役を説得し、多くの経費を費やしてまで改めなければならなかったのは、これまでの通詞のありかたや朝鮮語の学習法に、何らかの重大な欠陥があったに相違ない。

朝鮮語通詞は、日朝交流のいわば裏方的な存在に過ぎない。このために研究で取り上げられることが少なく、その活動の実態はほとんど知られていないのが現状である。しかしながら、外交や貿易を遂行する現場におい

て、常に日本と朝鮮の接点にあって果たした通詞の役割は、無視することができない。しかも彼らは、その出身の家系からみて、対馬藩の貿易特権商人「六十人」の活動と重なっており、商業史の側面にも多くの問題を提起している。

本稿では、雨森芳洲の行なった通詞養成の意義、さらには彼が求めた語学教育の本質などを探るとともに、その背景にある朝鮮語通詞の構成、変遷、地位、活動実態などを明らかにするものである。なお朝鮮語通詞は、時に通事、通訳、通弁、伝語官などと称されることもあるが、対馬藩では一般的に「通詞」の語が用いられている。本稿においても、特に断わらない限りはこれを使用する。

一 対馬の通詞動員数

近世の朝鮮語通詞を考察するうえでまず注目しておきたいことは、対馬島における通詞の動員数である。ここにいう動員数とは、役職として置かれる専門通詞（通詞中）の定員数のことではない。朝鮮語の理解力が、単に言葉を知っている程度ではなく、外交や貿易、その他必要とされる公的な現場で、まがりなりにも通訳を務める

ことができる程度に到達している者の数である。もとより当時、語学能力の検定や調査が行なわれたわけではなく、直接的な史料は無い。ここでは、島を挙げて多数の朝鮮語通詞を必要としていた時期を想定し、文禄・慶長の役（一五九二～一五九八年）、それと江戸時代の通信使来日時に任命される随行通詞を例に、その概数を探ってみたい。

文禄・慶長の役における従軍通詞については、すでに中村栄孝氏の著書²⁾によって明らかにされている。それによると、朝鮮出兵に際して対馬から諸将（三七名）につけられた通詞は四六人にもものぼる。そのほか対馬島主宗義智は、自ら通詞一〇人を従えており、よってこの時期に対馬島から出された朝鮮語通詞は、合計五六人にもなっている。後述する通詞の家系ともかわりが深いため、次にそれら全員の名前を表によって明らかにしておく。

〔表1〕は、従軍通詞と配属された部将を、開戦時における所属部隊別に示したものである。これによって、第九軍³⁾を除く全軍に、満遍なく通詞が配属されていることがわかる。一個部隊として配属された通詞が最も多いのは、対馬島主宗義智とその義父の小西行長勢が所属す

〔表1〕文禄の役（1592年）における従軍通詞とその配属

開戦時の所属部隊	諸将	従軍通詞	通詞数合計	朝鮮人通詞	
第一軍 (18700人)	宗義智	小田甚吉・松尾与四右衛門・犬束与右衛門 江島彦兵衛・植田新右衛門・小田奎左衛門 梶山源右衛門・在田奎之允・平山休庵 石田甚左衛門	13人	李通事	
	小西行長 小西作右衛門（小西行長陣内）	梯七太夫・斎藤弥左衛門 平山相右衛門			
第二軍 (22800人)	加藤清正	服部伝右衛門・扇徳兵衛	3人		
	鍋島直茂	松尾作右衛門			
第三軍 (11000人)	黒田直政	脇田利兵衛	2人		
	大友義統	間永甚七郎			
第四軍 (14000人)	毛利吉成	加瀬弥右衛門	2人		
	島津義弘	庄司藤右衛門			
第五軍 (25000人)	福島正則	松尾三郎右衛門	4人		
	戸田勝隆	長野福右衛門			
	蜂須賀家政	早田平右衛門			
	生駒親正	小田弥市郎			
第六軍 (15700人)	小早川隆景 安国寺恵瓊（小早川陣内）	数山治郎右衛門 白水甚兵衛	3人	朴奉事	
	毛利秀包	平山四郎右衛門			
	第七軍（3万人）	毛利輝元			平山五右衛門
第八軍（対馬在陣） (1万人)	宇喜多秀家（惣大将） 岡豊前守（宇喜多秀家陣内） 長船紀伊守（宇喜多秀家陣内）	中尾三郎兵衛 小田弥三右衛門 石田伊兵衛	3人		
第九軍（岩岐在陣） (11500人)	通詞配属なし		—		
水軍	早川長政 毛利重政（毛利高政陣内） 一柳直盛 服部一忠	佐伯左馬介（助） 庄司助右衛門（佐須奈村） 友屋（谷）弥右衛門 平山惣左衛門	4人		
名護屋（漸次参戦）	伊達政宗 石田三成（三奉行、七人衆内） 大谷吉継（ ” ” ） 増田長盛（ ” ” ） 長谷川秀一（七人衆内） 木村重茲（ ” ） 前野長康（ ” ） 竹中隆重 加須屋真雄 新庄直定 牧村利貞 太田一吉 浅野長政 別所吉治	住永四郎兵衛 阿比留庄右衛門・神宮助太郎・扇惣兵衛 渡島藤右衛門・串崎又右衛門 松尾久兵衛・棧原伊右衛門・佐伯左衛門 今井新右衛門・重田津右衛門 井手近右衛門・井手近三郎 江島喜兵衛 松尾甚右衛門 江崎小左衛門 松尾加右衛門 小島甚兵衛 易竹四郎兵衛 井手弥六左衛門 遠矢千右衛門	21人	朴通事 殷通事 金通事	
			総計	56人	5人

対馬藩の朝鮮語通詞

六一（四六五）

参考文献：池内宏『文禄慶長の役』正編第一（南満洲鉄道、1913年）、参謀本部編『日本戦史』朝鮮役（1923年）、中村栄孝『日鮮関係史の研究』中（吉川弘文館、1969年）

る第一軍である。ここは宗義智の回りをかためる小田甚吉以下一〇人、小西勢に配属された梯七太夫ら三人、あわせて一三人の通詞からなる。当然のことながら、先鋒隊としての任務の重大さを物語っている。通詞を二人ないしはそれ以上配属されている陣営は、加藤清正(第二軍)、小早川隆景(第六軍)、宇喜多秀家(総大将)、石田三成(以下、名護屋待機)、大谷吉継、増田長盛、長谷川秀一(羽柴藤五郎)、木村重茲らである。石田三成らの名護屋待機組は、「三奉行」「七人衆」などと呼ばれ、いずれ前線と秀吉との連絡などの機密任務に当たることになる。このように、配属された通詞の数から、逆にこの戦役に果たす部将達の役割の重要性を窺うことができる。

表には、これら対馬の朝鮮語通詞以外に、五人の朝鮮人通詞が、小西行長、安国寺恵瓊、石田三成、大谷吉継、増田長盛に配属されていたことが示されている。これは『柚谷私記朝鮮陣記抜書』に「柚谷康弘召連朝鮮人、一人宛付申候、案内ノ為也」とあるように、そのころ宗家で外交関係の諸事を担当していた柚谷康弘の特別配慮によるものであった。このうち小早川勢(第六軍)に属している従軍僧の安国寺恵瓊は、秀吉から委託されたあ

る特殊任務を果たすために通詞の配属を受けていた。すなわち恵瓊は、戦局の展開に応じて時に本陣を離れ、対馬の通詞(白水甚兵衛)と朝鮮人通詞(朴奉事)を伴って、占領後の朝鮮において「いろは」を学ばせるなど、日本語の普及に務めたことで知られている⁵⁾。したがってこの兩名の通詞は、単なる通訳というよりも、戦争という不幸な出来事を背景に、はからずも日本語の教師役として行動していたことがわかる。

さて、戦時下において五六人という多くの朝鮮語通詞を動員した対馬であるが、両国の通交貿易が回復した一七世紀以降はどうであったのか。次に江戸時代の通信使来日時に、対馬藩からどれくらいの通詞が動員されたかを見てみよう。ここでは、雨森芳洲の通訳養成所創設にもっとも関連深い、第九回目の享保四年(一七一九)の使行時を例にとってみる。この時の随行通詞は、前年に設定された家臣団の役割に関する覚書があり、全員の名前と使行時における各自の役割を明らかにすることができ⁶⁾る。

〔表2〕に示した名前の右にある「大通詞」「本通詞」「稽古通詞」とは、通詞職を専門とする通詞中に属している者たちである(通詞中については後述する)。この

[表2] 享保4年(1719)通信使来日時^の随行通詞と役割

役割	通詞名	役割	通詞名
上々官附兼帯	正使附	大坂残 下行方	○加瀬伝五郎 大通詞
	副使附		○山城弥左衛門 本通詞 ○浅野才兵衛 稽古通詞
	従事附	買物役 兼帯	○小田四郎兵衛 本通詞 ○小松原権兵衛 本通詞
	上従事附		○阿比留儀兵衛 本通詞 ○広松茂助 (雇)
	馬鷹附		○橋部市兵衛 (雇) ○協田利五右衛門 (雇)
	出馬方		○斎藤惣左衛門 ○加瀬藤四郎 稽古通詞 (雇)
	人馬方		○住永甚三郎 ○堀判右衛門 次門 ○阿梅比留利右衛門
	下行方		○大浦孫兵衛 ○井権四郎 ○春市兵衛 ○河源衛門
合計	47人 (うち通詞中 7人)		

○印は正徳期(1711年)の随行通詞
宗家記録『正徳信使記録』『享保信使記録』(慶應義塾大学図書館所蔵)より作成。

うち大通詞は、役割を特定されない別格扱いとされている。また使節の中心をなす正使・副使・従事官のいわゆる三使附に、本通詞以下のいわゆるプロの通詞を優先的に配属している点が注目される。このなかでも○印の付いている者は、前回の使行時にも随行通詞を務めたことが確認される者たちである。前回がわずか八年前の正徳元年(一七一)であることから、そうした経験のある者が多く抜擢されていることがわかる。(雇)は、通詞中の一員ではないが、今回の使行だけでなく以前からお雇い通詞としての活動が確認される者たちである。いずれにしても空欄の者も含めて、使節来日時には通詞中に所属しない臨時の通詞がかなり駆り出されていることがわかる。このうち「買物役兼帯」に配属された多田伊兵衛の名の上に線が引かれており、幾田清兵衛がこれと交代している。病気が何かの理由であろうが、このため動員された通詞の総数は合計四十七人、通詞中はこのうちの七人を占めているに過ぎない(通詞中は、このほかには長崎と釜山の倭館にも一二人配属されるが、それを入れても一〇人足らずである)。

ところで宗家では通信使来日が決定すると、通詞の動員目標をほぼ五〇人という数に置いていたようである。通信使に関する幕府への答書に、次のようにある。⁽⁸⁾

一、通詞之人数被相尋候ハ、通詞下知役と申候而小給人より十人、通詞五十人程被申付置候由承候と、相答可申事。

これは延享五年(一七四八)第十回目の使行時であるが、実際に動員されたのは享保時と同じ四七人であった。これより前の宝永六年(一七〇九)の記録にも「信使来聘之節ハ、御扶持通詞(通詞中)之外ニ、通詞四拾人程無之候而(ハ)不行事ニ候」とある。これは正徳元年(一七一)の第八回使行時についての通詞動員数を、通詞中以外に四〇人の通詞を雇うことを見積った時のもので、この点も享保期とまったく同じである。後出する「表5」宝暦一四年(一七六四)第十一回目の使行時もやはり四七人であることから、少なくとも一八世紀以降の随行通詞動員数は、四七人に定着していたことがわかる。⁽¹⁰⁾

このようにみると、先述した従軍通詞の数といい、また随行通詞といい、対馬では総力を挙げて朝鮮とのことにあたる際、ほぼ五〇人内外の通詞の動員が可能であつ

たことがわかる。

二 通詞の家系——「六十人」商人との関連

一藩内において動員できる通詞五〇人内外という数は、いかに対馬の住民の間に朝鮮語を理解する者が多かつたかを物語っている。これは対馬の置かれた地理的な、または歴史的な条件にもよるが、これに加えて人々が朝鮮語の習得や能力の向上を常に心掛け、怠りなく子孫へ伝えていたことが重要である。当時の対馬においては、朝鮮語は「家業」を継ぎ、さらに発展させるための必要な条件でさえあった。ただしその家業とは、決して専門の通詞職に限らない。もっと広い範囲で朝鮮とのことに関わりを持つ職業、とりわけ朝鮮貿易にたずさわる商人の家などが、朝鮮語の知識を必要としていた。この通詞職は家業というよりも、商人たちが会得した語学能力を、藩の御用に応じて提供しているに過ぎないのである。

対馬藩の朝鮮語通詞と、朝鮮の日本語通訳官(以下、倭学訳官とする)との最大の相違は、この点にある。すなわち朝鮮で倭学訳官となるには、まず中央官署の司訳院が実施する科擧の選抜試験を受けて合格しなくてはな

らない。司訳院には、倭学のほかに漢（漢語）・蒙（蒙古語）・女真（清語）があり、試験の成績順に等級と品階が与えられる。倭学が設置されたのは、太宗一五年（一四一五）のことであるから、歴史的にも、また制度の上でも、日本の通詞とは比較にならない。試験の合格者は、大体、両班の中人層が多く、そこから自然に「訳官家門」と称する通訳の専門家系が形成されていた。倭館には、訓導・別差という専任の倭学訳官が交代で派遣されており、大勢の小通事を配下に率いて、日本側との諸事にあたっている⁽¹¹⁾。

このように、初めから官僚として育成された倭学訳官と異なり、対馬の通詞のほとんどは商人の出身であった。ここで前出した「表1」を再度みると、配属された従軍通詞には明らかに一統とおぼしき同姓の者をいく人も確認することができると、そのうちもっとも多いのが松尾姓で6人、ついで平山姓5人、小田姓4人、井手姓3人と続く。当時の、いわば通詞を大勢輩出させた家系ということになるが、この従軍通詞の姓は一〇〇年以上たった「表2」の随行通詞の姓にも重なっていることがわかる（後述するように、松尾姓は後に橋辺・土田・勝田などに改姓する）。すなわちかれらは、中世から近世に

かけての対馬において、朝鮮貿易などの商業面に従事してきた「六十人」商人の家系の出であったのである。

「六十人」商人については、すでに著書⁽¹²⁾で詳しくふれてある。一五世紀中ごろ、宗家の家臣であった六〇人の士が、土地の狭い対馬で知行地をあてがわれる代わりに、朝鮮貿易や領国内の商業上の諸権益を認めてもらう特権商人として活動したことに由来する。かれらは、歴代島主が発行する御判物などで特権を公認されながら、時には自ら船を仕立てて朝鮮に渡ったり、あるいは宗氏が派遣する歳遣船に一定の利権（使船所務権）をもらうなどして朝鮮貿易にかかわってきた⁽¹³⁾。

しかし近世になるとこの六十人は、二度にわたって大きな転換を迎える。一度目は、宗義智による「新六十人」の設定である。これは慶長の役後の貿易再開にあたり、創設以来の六十士の子孫が減っていたことから、先の朝鮮の陣などで功績のあった者を新規に加えてこれを「新六十人」とし、かつての定数（六〇）を復活させることになった。ここに六十人の内容が、創設以来の家系をひく「古六十人」と、実力次第で藩主によって取り立てられる「新六十人」の二つの系統から構成されることになる。

さらに二度目の転機は、次の宗義成代になされた。これは寛永一二年（一六三五）、宗氏につぐ対馬第二の実力者、柳川氏が排除されたこと（柳川事件）によって、島内における藩主勢力が強化されたことに関連する。すなわちこの事件を契機に、これまで分散化されがちであった朝鮮貿易の利権が、藩という政治機構を中心に集約されるようになった。このことは、逆に六十人に与えられていた特権性が後退したことを意味する。かつて六十人に与えられていた使船の所務権も中止され、朝鮮貿易はすべて藩営の形に改められていった。やがて六十人は、六〇という定数にこだわらない「六十人格」という御用商人の資格を有するグループに性格を変えていく。⁽¹⁴⁾

こうして六十人の構成規模は拡大化していったが、創設以来の家系をひく「古六十人」の家は、近世を通じて常に三〇人を限度に継承され、その特権性を維持してきた。この近世「古六十人」家と認定された家は、「表3」に示した二五家であり、このうち一五家が永正（一五一〇）年代の商人名までたどることができる。かつてもっとも多くに従軍通詞を出した松尾家は、近世では橋辺・土田・勝田と改姓し、⁽¹⁵⁾また平山、小田、井手姓も、ともに古六十人家に認定されていたことが、この表からわか

〔表3〕近世「古六十人」家

永正年代不明の「古六十人」家	商人名が「古六十人」の家
朝野（浅野）	藤山
原、嶋	藤野
永田（在田）	山口
崎	山比留
永山	阿比田
手	小部
	石田
	渡島
	井谷
	橋辺、土田、勝田

（註）橋辺、土田、勝田は松尾氏から出た一覧表で、訂正し、松尾氏以前は簡略化したもの。また朝野（浅野）は原氏から受けた商人「古六十人」である。

る。これらの古六十人家から、町役として重要な町手代・八人役・乙名役・年行司などを数多く輩出し、あるいは藩の貿易経営に直接かわる元方役（商売掛）・町代官・別町代官・請負屋などに任命される者も多かった。後者には、当然のことながら朝鮮語の能力が絡んでくる。⁽¹⁶⁾

また、枠が広げられた「六十人格」は、個々の能力に応じて平町人から一代限りで認められる者が多かった。

このことについて、宝永六年（一七〇九）の記録に次のような記述がある。⁽¹⁷⁾

六拾人格之儀ハ、御先代（宗義真）ニ様子有之候而御立チ置被成たる儀ニ而候（中略）。新六拾人之嫡子ハ右之格ニ被仰付御定、内々平町人之嫡子ニ而も行跡諸人ニ勝レ候へか、才知諸人ニ勝レ候へか、身体諸人ニ勝レ候か、朝鮮詞を御用ニ立チ候程ニ申覚へ候ハ、六拾人格御目見可被仰付候。

このように、平町人から六十人格になるための条件に、行跡・才知・身体とらんで「朝鮮詞を御用ニ立チ候程ニ申覚へ候」と、朝鮮語の能力をあげている点が注目される。

かくして対馬の通詞たちは、通詞である前にまず商人

であった。商人の家に生れたかれらは、その家業の特殊性から朝鮮語の手ほどきを、親や親類の者から与えられた。やがてかれらの多くは、朝鮮へ渡る親に同行して倭館で現地教育を受けることになる。次の史料は、六十人の佐護伝右衛門が、享保一八年（一七三三）倭館へ渡る際、長男（利吉、一七歳）と次男（亀之助、一六歳）の二名を朝鮮語学習のために同行することを許可された時のものである。⁽¹⁸⁾

（享保一八年）亥ノ八月廿五日

六十人 佐護伝右衛門

右ハ嫡子利吉、次男亀之助、兩人共ニ朝鮮詞被仰付置候処、為世業朝鮮へ差渡度候付稽古札御免之儀願出、願之通被指免候。尤詞稽古不取拾様ニ可被申渡旨、町奉行平田源五四郎へ申渡ス。

ここにもあるように、稽古札（留学許可と渡航証を兼ねる札）の発行をはじめ、通詞のことはすべて町奉行の管轄下にあった。その育成を商人の家系に依存している関係であり、したがって通詞中は、町手代・八人役・乙名役・年行司などと並ぶ町役の一つであった。ところでこの史料に出てくる佐護利吉と亀之助の兄弟は、後述する雨森芳洲が開設した通詞養成所の一期生（後出「表4」）

番号4と35)である。兩名ともきわめて優秀であり、わけても五人通詞までいった利吉は、通詞としての活躍を期待されていた。しかし最終的には、兩名はともに通詞にはならなかった。親が出した願書は、あくまでも「世業」のための稽古であり、かれらの学習のゴールは必ずしも通詞職とは限らなかったのである。

三 雨森芳洲の通詞養成

1、通詞養成の必要と目的

対馬における朝鮮語学習は、「六十人」商人の家庭を中心に展開される親から子への語学教育が基盤にあった。人々は幼少の時分から、この外国語を耳にする機会が多く、そうした環境がいつしか朝鮮語の達人を生み、藩の御用次第では通詞役も引き受けることができる者が数多く存在していた。しかしながらその教育の目的とするとところは、所詮は家業が求める「商い上手」の育成にあった。自ら使用される言語は、商業会話が中心であったと想定される。そのこと自体は、貿易で財政を成り立たせている対馬藩の要求にも重なるが、「公」と「私」の利潤追及は、時として対立することもありうる。

あたかも「六十人」商人が拠りどころとしていた朝鮮

貿易は、元禄(一六九〇)年代に全盛期を迎えたものの、一八世紀に入るところになるとしだいに下降現象を見せ始めた⁽¹⁹⁾。こうした朝鮮貿易の衰えは、商人の朝鮮語学習熱に、微妙な影響を及ぼし出した。すなわち宝永六年(一七〇九)藩の記録は、朝鮮貿易の衰えとともに六十人の嫡子が以前ののように朝鮮語を覚えようとしなくなり、今はともかく、将来は通信使来日などでの通詞動員に支障をきたす恐れがあると指摘している⁽²⁰⁾。

近年ハ朝鮮商売段々と衰へ候ニ付、町六拾人之嫡子商売之為ニ朝鮮へ罷渡り居候而朝鮮詞を申覚へ候儀、以前之様ニ無之候故、只今迄は以前より朝鮮詞を申覚へ居候者有之候而、信使来聘之節之通詞御用差支無之候得共、其子之代ニ成り候而ハ朝鮮詞を申候者少キ筈ニ而候。

貿易の盛衰が通詞の数や質までに影響してくることは、学習者側の動機が商売にある以上、致し方のないことであつた。

雨森東五郎(芳洲)は、朝鮮貿易が繁栄期にあつた元禄二年(一六八九)、師の木下順庵の推挙によって対馬藩宗家のお抱え儒者となつた。かれは、倭館における自らの朝鮮語学習や教科書『交隣須知』の編纂、あるいは

朝鮮との外交上の交流体験を重ねるうち、しだいに通詞中のあり方に危惧の念を抱くようになった。それは単に人数の問題だけではなかった。国の重大時にかかわる要職ともいべき通詞の養成に、藩当局がまったく関与せず、商人たちに依存している現状にあった。通詞の根本的な改革の必要性を感じとった芳洲は、やがて享保五年（一七二〇）七月、かねてから藩当局に具申してきた通詞養成に関する計画書を冊子にまとめあげた。泉澄一氏の校訂と印影によって知られるこの『韓学生員任用帳』⁽²¹⁾は、提出された時期が前年に来日した通信使の帰国から半年後にあたり、⁽²²⁾さらにこの二カ月後には、朝鮮国王（景宗）の即位を祝賀する「陳賀参判使」⁽²³⁾の一員として芳洲自身が倭館へ赴くことが決まっていただけに重要な意味がある。かねてから露呈していた通詞の問題点⁽²⁴⁾が、通信使来日という国家的な大行事においてさらに顕著になり、もし可能ならば自らの渡航の機会に教育指導の基礎造りをしようと考えたのではないだろうか。

『韓学生員任用帳』の内容は、藩当局が軽視する通詞とは、「身分輕御座候而も、役目ハ大切成事ニ奉存候」として注意を喚起するとともに、有能な通詞を積極的に留学させて養成しようとしたものである。派遣人員は、

生員^{ケイコニン}（留学生）一〇人、監督官^{ミカジメヤク}（世話人）と教訓官^{シナシヤク}（教師）各三人を一人交代という構成である。その中心となる生員は、六十人の子弟で一三歳から一五歳までの「生質の得方」（生来の能力）よろしき者を選出し、倭館では短髪にして稽古に励むように。これは「男色騒動」から身を守るためであると、実に念がいつている。芳洲が理想とする通詞は、単なる言葉上手ではなく、才智・篤実・学問を共に備えた者であった。才智は、外交の機微にかかわる諸事を、臨機応変に処置できる能力。篤実は、外交にたずさわる者がとるべき「誠信」の道に通じる。そして学問の修得。これこそ、この具申書がもっとも力を注ぐ部分であった。

通事役相務候者共、言葉ハ申ニ不及、少年之時より学問をも相務メ、義理を弁候様ニ御養育被遊、永々迄隣好諸事よろしく有之度事ニ兼而奉存候（下略）

ここにいう学問とは、一般的な教養だけでなく、故事先例に通じることである。旧規に明るくなければ「或ハ欺弄をうけ、或ハ恐喝ニおどろき、異国之嘲を取候事不可少候」としている。これは朝鮮側の倭学訳官と、商人階級にあった対馬の通詞を比較してのことであろう。そうでなくても商人は、儒教の国、朝鮮社会では一段低くみ

なされるのである。学問精進のため芳洲が考えた毎日の課題とは、東向寺僧侶が指導する『小学』『四書』『古文』『三体詩』などの漢籍の読書、そして諺文フンモンのできる日本人教訓官や倭学訳官たちの指導による『類合』『十八史略』と、レベルによっては『物名冊』『韓語撮要』『淑香伝』などの朝鮮音講読であった。⁽²⁵⁾

ただし結局のところ、この『韓学生員任用帳』の案は時期尚早の感があった。まずこれだけの教科カリキュラムに対応できる生徒が、一〇人もいないことである。わずかに意見書を提出した年の九月に吉松宇源治（後に清右衛門）が、また翌年の九月に仁位文吉が、稽古札をもらって倭館へ渡っただけである。⁽²⁶⁾この兩名が芳洲のたてた学習プランに沿って、目標をどこまで達成できたかは分からないが、少なくとも芳洲の具申に貫かれています趣旨は十分に理解したに相違ない。芳洲の持論は終生変わることなく、その七年後には、より初等教育を目的とした通詞養成所の設置となって実現されることになる。そしてこの養成所の初代教師となるのが仁位文吉、二代目教師が吉松清右衛門である。

2、稽古生募集と応募者

享保一二年（一七二七）七月、対馬藩は年寄中の命によって、町奉行の平田源五四郎へ次のような町触れを出すように指示した。⁽²⁷⁾

覚

朝鮮通詞御仕立被成候付、上より其師被仰付之。六拾人子共之内、先試之ため御国ニ而丸三年稽古被仰付、其内不堪能ニ候歟、或ハ病身又は外之支有之、御理り申候者ハ被差免、人柄宜敷弥御用ニ相立可申と相見へ、その身も願候ものハ其内にて御扱被成、御入用の数ニ応じ、稽古通詞ニ被仰付、朝鮮え可差渡との御事ニ候間、十二三より十四五迄の子共持候親々共、朝鮮言葉稽古の義願ニ存候者ハ、稽古願、何某世忤と其名并年附いたし、来月十日迄の内、町奉行方へ差出候様ニ可被申渡候。已上。

七月廿三日

年 寄 中

平田源五四郎殿

「六十人」商人の子弟を対象に、広く朝鮮語学習者を募集し、やがては通詞役にまで仕立ようとする、前代未聞の外国語学校開設を告げる町触れである。文面はすべて雨森芳洲の草案通りで、かねてからの持論がいよいよ実現できる機会が到来したことを物語っている。この町触れ

注目されることは、「先試之ため御国ニ而丸三年稽古被仰付」とされていることである。先の具申にあった留学生が、中級の上か上級者でなければに務まらなかつたのに対し、ここではそれ以前の初級者でも応募できる仕組みになっていた。芳洲は、通詞仕立の第一歩は、その人が生来持つ能力の有無を見極めることに始まると考えていた。そこで試みのために御国（対馬）で丸三年稽古させ、御用に立つことが判明し、かつまた本人が希望したら朝鮮へ留学させるとしたものである。

しかも今回の芳洲のねらいは、通詞職につく者だけを養成所へ通わせようとしたのではなかつた。町触を出すにあたって、「この度の試みが、単に通詞仕立だけと（町民たちに）理解させてはいけない。子供を通詞にしたくない親は、稽古させようとしなからうから、『言葉は通詞に限らず、（もっと上級職の）別代官や町代官を勤めるにも堪能でなくては御用に立たない』として、（多くの）子供たちに稽古をさせるように（以上、要約）」と、わざわざ注意している。そのためにも芳洲は「ケイコンモリシカス訳生無員」、すなわち稽古生の募集定員を特に定めな
いとす。より広い視野から人材を育成していこうとする、すぐれた教育者の姿がそこにある。

ただしその芳洲が、一つだけ乗り越えることができなかった壁がある。それは、身分制という当時の社会組織にある。前出の町触に、公募の対象を「六拾人子共」と限っており、逆にこれ以外の者の養成所入は、いくら才能や熱意があっても許可されなかつた。⁽²⁸⁾これは藩当局のかねてからの方針であり、

新古六拾人格之町人之次男、又ハ平町人之次男、其外丁亥年（宝永四、一七〇七）御定竈之吟味相極り候節、御定外ニ成り候者之内ニ、朝鮮詞之稽古ニ□^ユ用なると相見へ候者有之候とも、決而朝鮮へ被指渡間敷候。尤御定竈ニハ決而御入レ被成間敷候。

⁽²⁹⁾と、朝鮮語の能力をもって特権商人に新規に加わろうとする者（わけても平町人の次男）の行動を抑制する傾向にあった。六十人や由緒竈（六十人などを輩出できると認められた家）の定数を守り、無限に増加することのないようにとられた一種の商業政策から出たもので、朝鮮語学習が常に商業活動に直結していた対馬ならではの措置であった。

かくして通詞養成所での稽古を希望し、許可された者は、すべて六十人の子弟ばかりであった。「表4」は享保一二年（一七二七）から三年間にわたって教育された

養成所第一期の稽古生三九人、および享保一六年（一七三一）に再開された第二期生への継続希望と新規稽古生四人の名簿である。古六十人家の名門、服部家を筆頭に、下は九歳、上は一七歳までの子供の父兄から稽古願いが出された結果である。嫡子とそれ以外の割合は、不明を除いてほぼ半々である。前出史料にあるように、嫡子以外の朝鮮語稽古は本来ならば六十人でも藩があまり協力しなかったが、今回はそうしたものが、今回はそうした制約にとらわれずに、広く六十人の子弟を公募したことがわかる。さらに年齢構成の内訳を一期生三九人で見ると、九歳（二人）、一〇歳（四人）、一一歳（三人）、一二歳（八人）、一三歳（九人）、一四歳（六人）、一五歳（五人）、一六歳（一人）、一七歳（一人）となり、一二歳一五歳あたりに応募者が集中している。これは町触に「十二三より十四五」とあるため、芳洲が語学学習の適齢期と考えた年齢層が反映されたものである。

稽古場は、通信使などの接待所に使用される御使者屋の本座を除く次の間二部屋が³⁰⁾あてられ、毎朝辰中刻（午前八時ごろ）が開始時間と決められた。また「手習ニかよひ候支ニ」ならぬようにと、午前中には終るように配慮されている。ただしこの稽古時間は、明治になっても

やはり午前中に三時間位と設定されており（後述）、語学の授業は長時間に及ぶよりも、毎日集中して行なうほうが効果的であることを意図しての上かも知れない。記念すべき初日の授業は、享保一二年九月一日であった。

3、教師たち

教師の構成と人選も、芳洲の指図によった。まず専任の「教授^{シシヤウ}」を一名、これは通称「詞師匠^{ことば}」と呼ばれて、学習全期間の三年間を通して毎日の教育にあたる。扶持米として一カ月に白米一俵づつ、また特別手当として二季に金子一〇〇疋づつが藩から与えられる規定であった。さらに「提調^{ソウテイ}」が一名、通常「惣下知」と称して毎月一回の「相考日」（後述）を監督・指導する。これに「副提調」が一名、惣下知の補佐役とされたが、実際は詞師匠を毎日補佐する形で、通詞中から選ばれた。この者は通詞中としてすでに所定の扶持米があるため、教師役を務めた期間だけ特別手当が二季に金子二〇〇疋づつの割合で支給される。さらに府中にある大通詞以下のすべての通詞中にも、「相考日」などに教師陣としての協力が要請された。

これら教師の中でもっとも重要なのは、いうまでもな

[表4] 通詞養成所稽古生名簿(享保12年~16年)とその後

番号	氏名(改名)	年齢	続柄	一期生 評価	通詞中					備考	
					二期生	御免札	五人通詞	稽古通詞	本通詞		大通詞
1	服部八十八	14	又右衛門 次男								
2	橋部源吉(元吉)	15	又兵衛 次男	亜上	○						
3	庄司増太郎(増右衛門)	13	小右衛門 嫡子			○16年					
4	佐護利吉	11	伝右衛門 嫡子	亜上	○	○18年	○				延享度(1748)信使属通詞
5	春田治介(治助)	14	市兵衛 弟	上	○	○18年	○	?	○明和8年(1771)病死		
6	島井平之允(半之丞)	11	長兵衛 嫡子	中	○						
7	飯田又作	13	半兵衛 嫡子								
8	松本十八(重八、善右衛門)	14	仁右衛門 嫡子	亜中	○	○19年	○				延享度(1748)・宝暦度(1764)信使属通詞
9	生田亀太郎(幾之平、喜右衛門)	13	清兵衛 嫡子		○	○19年、 長次 病死					
10	阿比留助市(俊三郎)	15	与一兵衛 次男	上	○	○17年		○	○	○明和4年(1767)歿	
11	日高平吉	13	利右衛門 次男								
12	多田喜三郎	12	伊兵衛 次男			享保13年(1728)8月眼病 長次 退学					
13	田中伝七	12	宇兵衛 嫡子								
14	白水又六(格兵衛)	12	久右衛門 嫡子		○	○21年	○				延享度(1748)信使属通詞
15	高木善吉	10	兵右衛門 嫡子	準亜中	○						
16	花田吉六(重五郎)	14	安右衛門 次男	上	○	○17年					
17	杉原助五郎(久右衛門、四郎右衛門)	12	久右衛門 嫡子	準亜中	○	○18年	○	○			延享度(1748)信使属通詞
18	飯東兵之介	14	市右衛門 嫡子	準亜中							
19	大浦常三郎(新助、利右衛門)	12	九郎兵衛 次男		○	○21年	○				延享度(1748)信使属通詞
20	榎藤六之介	15	文右衛門 嫡子	亜上							
21	吉谷忠助	12	平左衛門 嫡子			享保13年(1728)10月家業差支 長次 退学					
22	高田平吉(幾之允)	13	仁右衛門 次男	亜上	○						
23	春田又四郎(又五郎、伊右衛門)	13	五郎八 弟	亜上	○	○17年					
24	飯野七之介	15	伊右衛門 嫡子								
25	服部千代松	12	源七 養子								
26	三木讃七	13	与一左衛門嫡子								
27	三木庄助	10	与一左衛門次男								
28	早田勝五郎	15	喜左衛門 次男	中	○						
29	住永与五郎	16	五右衛門 次男								
30	井手金十郎	17	藤十郎 弟	亜上	○						
31	田中常太郎	11	伝八 嫡子								
32	服部伝之助(伝治)	13	孫兵衛 嫡子	準亜中							
33	青柳吉之助	12	又七 次男	準亜中							
34	糸瀬仁十郎(仁三郎)	14	伝左衛門 嫡子	中	○						
35	佐護亀之助	10	伝右衛門 次男	亜中	○	○18年					
36	友谷近十郎	13	甚右衛門 次男								
37	橋辺源七	9	又兵衛 三男			享保13年(1728)9月退学(理由不明)					
38	栗谷藤之丞	9	藤兵衛 倅	準亜中	○	○17年					
39	金子仙五郎	10	儀平次 倅		○	○21年					
40	瀧山太郎助	13	善右衛門 嫡子	二期到	○						
41	梅野吉六(松右衛門、勘介、勘助)	14	勘右衛門 三男	二期到	○	○18年				別代官、宝暦度(1764)信使属通詞	
42	浅野(朝理子)小源太	?	最兵衛 嫡子	二期到	○						
43	堀半之丞	?	半右衛門 嫡子	二期到	○	○21年					
(一期生39人)				20人	24人	16人	(通詞中7人)				

番号	1-30	享保12年(1727)	9月1日入学	一期生(享保12年9月~15年8月)の評価と褒美(訳生賞目)
	31-34	"	9月28日入学	上 3人、実数3000以上、木綿2疋、百田紙2束、筆5本
	35-36	"	11月28日入学	亜上 6人、実数2000以上、木綿2疋、百田紙1束、筆3本
	37	享保13年(1728)	3月15日入学(年齢は入学時)	中 3人、実数1000以上、木綿1疋、百田紙1束、筆3本
	38	享保14年(1729)	6月23日入学	" 亜中 2人、実数100以上、木綿1疋、筆5本
	39	"	7月2日入学	" 準亜中6人、木綿1疋、筆5本
	40-41	享保16年(1731)	2月22日入学	"
	42	享保18年(1733)	9月13日入学	二期生(享保16年3月~19年2月)○印は褒美
	43	入学年月日不明		" 御免札)右は、許可年代(享保)

典拠：宗家記録『詞稽古之者仕立記録』(韓国・文教部国史編纂委員会所蔵)、宗家記録『通信使記録』(慶應義塾大学図書館所蔵)、宗家記録『類聚書抜』・同『通詞中へ申渡之覚』(対馬歴史民俗資料館所蔵)など。

く詞師匠である。毎日の授業を通じて子供たちにもっとも多く接触するため、この師匠の資質に養成所の成否がかかっているといっても過言ではない。わけても初代の詞師匠は、前例のない教育の現場において、芳洲の持論をよく理解し、それを実践できる能力を備えてなければならぬ。この条件を満たす師匠役として芳洲が白羽の矢を立てたのは、前記したように、かつての留学生で元稽古通詞の仁位文吉であった。同じく文吉より一年前に留学し、当時は現職の稽古通詞にあつた吉松清右衛門も、第二期生の詞師匠を三年間担当させている。今回の養成所設立に具申書を提出したころの留学生が重要な役割を演じていたことがわかる。

ところで芳洲が詞師匠に抜擢したころの文吉は、現職の通詞ではなかつた。元稽古通詞とはいうものの、実はその三年前に起こった密貿易に関与して解雇されるといふ、いわくつきの身であつた。密貿易事件にかかわつたころが一七〜一八歳とあるから、詞師匠となるころは二〇か二一で、稽古生とそう大差のない年ごろである。この過去のある若者を起用するにあつて、芳洲がどのようにして周辺を説得したのか興味深いところである。ともあれ詞師匠に抜擢された文吉は、「教様之次第」など

諸事万端、芳洲と相談の上で稽古を進めていった。やがてつつがなく三年間の詞師匠の任期を終えるころ、藩はその功績をもって以前と同じ稽古通詞への召抱えを約束する。そしてさらに三年後の享保一八年（一七三三）、文吉は本通詞へと昇進した。その時の大通詞小田四郎兵衛の推薦の言葉に、「文吉様、詞致上達、本役之銘々之詞よりも相勝候様ニ罷成候」とある。³¹文吉の天賦ともいえる語学力が、再び開花した感がある。芳洲は、養成所という教育現場を通じて教師までも再教育し、有能な通詞に仕立て直してしまつたといえる。

こうした仁位文吉や第二期生の詞師匠、吉松清右衛門を助けたのが、府中に滞在している通詞中の稽古通詞たちである。かれらは朝鮮や長崎への勤務があるため、都合のつく期間内に交代で勤めた。仁位文吉とともに一期生の稽古をみた通詞中の者は、津和崎徳右衛門（享保一二年九月〜一三年前半ごろ）、福山伊左衛門（享保一三年前半ごろ〜一四年前半）、吉松清右衛門（享保一四年後半〜一五年前半）、花田重右衛門（享保一五年八月まで）である。また第二期生には初めの一年間を花田重右衛門が引き続いて勤めたのち、享保一七年の後半から最後までを堀半（判）右衛門が務めた。半右衛門は本通詞

であるが、二期生入学の最後の稽古生、堀半之丞（番号43）は、その息子であることから、あるいは師匠役を自らかってでたのかもしれない。

教師陣の中で特殊なのが、「惣下知」と称する監督官である。芳洲は当初、この惣下知役に年寄役から推薦のあった越常右衛門をあてることを考えていた。ところが常右衛門はこの役を再三にわたって固辞してしまう。代官などで朝鮮へは頻繁に渡っているものの、通詞でもない常右衛門にこの役は重荷であったとみえる。断りの文句に「導之筋存寄も無之」とあるが、わけても毎月一回の「考日」なるものの指導が大変だったようである。芳洲はこれを一応、大通詞や本通詞へ託すことにしたものの、初めのころは結局、芳洲自身が自宅で行なうことになった。このことは、享保一四年（一七二九）、芳洲が朝鮮へ渡るに際して、留守の間の考日指導を常右衛門に委任し、さらにその常右衛門不在の折には松本源左衛門32が同様に委任された文面からも明らかである。

4、稽古生の評価とその後

ところでこの「考日」とは、いったい何か。これを検討するために、次に一期生の成績優秀者とされた一四人

の稽古生のうち、最優秀の成績を修めた花田重五郎、四位の井手金十郎、五位の橋辺元吉、七位の高田幾之允、一〇位の早田勝五郎、一四位の佐護亀之助の六人の点数をあげておく。なお早田勝五郎と佐護亀之助の実数点が若干合わないが、これは合試数の方を原簿から写し違えたためかもしれない。いずれにしろ順位に変更はない。

合試数 三三〇 内不参 三日 三三〇引之、

実数三二八〇 花田重五郎

合試数 三三〇 内不参 二日 二九〇引之、

考日不参一度三〇引之、実数二九九〇 井手金十郎

合試数 三三〇 内不参 六日 六〇〇引之、

考日不参一度三〇引之、実数二七一〇 橋辺 元吉

合試数 二六〇 内不参 六日 七五〇引之、

考日不参三度九〇引之、実数二〇四〇 高田幾之允

合試数 三三〇 内不参 一日 二〇〇引之、

考日不参三度九〇引之、実数一六六〇 早田勝五郎

合試数 三三〇 内不参 一七日 二六〇引之、

考日不参三度九〇引之、実数 三四〇 佐護亀之助

このように、稽古生の優劣を決める基本は、頻繁に行なわれていた試験の総合点「合試数」である。そこから毎日の授業と「考日」の欠席日数をそれぞれ点数化した

ものを引いて「実数」を出し、最終的な成績をこれで決定していく。このため合試数が良くても、欠席が多ければ実数が減り、成績順位が逆転する（橋辺元吉と早田勝五郎がこれに該当する）。試験一辺倒にならないように、平常点もそこに加味する方式をとったものであるが、通常の授業と「考日」の欠席減点にかなり落差をつけていることが注目される。たとえば、授業欠席（不参）の減点は、通常は一日一〇点とされるが、忌中や「分明ニ相知候病氣又ハ（公務などの）無抛用事」による欠席は減点の対象とされない（井手金十郎以下、不参日数と減点が出合わないのは、そのためである）。さらに遅れて稽古に参加した者（この場合は佐護亀之助が該当、開校日から約三カ月遅れ）は、試験を月割にして逆に加算し、不参減点の試験に占める割合を緩和させている。

このように配慮された通常の授業に対して、「考日不参」は一度で三〇点減点と、より大きなペナルティーが課されている。このことについて、芳洲は「考日は別而出来可仕筈ニ候処、其義無之候段如何ニ候故、考日不参ハ試験之内ニ而三十ツ、減候事」とし、この日は特に出席しなければならぬ日であるからと説明している。毎月一回、晦日に行なわれたというから、一期生は学習の

全期間に閏月を入れて三七回、「考日」を体験した勘定になる。もしこの日に試験を行ない、それが一〇〇点満点とすれば、三七回で三七〇〇点になり、最優秀の花田重五郎がとった合試数三五一〇は平均九四点のすこぶる良い成績であったことになる。この計算では「考日」に一度欠席すれば、一三〇点のハンデを覚悟せねばならない。重五郎は「考日」に皆勤、また一四人全員の欠席平均回数は二・二度と、その出席率はすこぶる良い。

「考日」は、正確には「相考日」と書く。通詞中筆頭の大通詞や本通詞が出て、詞師匠らに加わって「同然ニ相考へ候様」（共に考える）とされているからである。字義からみると、単なるペーパーテストよりも、面接を主体に設定された内容の濃い口答諮問のようなものではないかと考えられる。芳洲はこの考日に参加する通詞中の者に、「通粗帳」に押印して提出することを義務づけている。越常右衛門が辞退したあと、結局は芳洲が自ら「考日」を担当しなければならなかったのは、この日に通詞中が苦手とする講読・作文能力を含めた、バランスのとれた実践力を問おうとしたのではないだろうか。この形だと、一カ月間における稽古生の学習進度をはかる³³ いっぽうで、教師側にも多くの課題が要求されてくるの

である。「考日」は、後年の明治期にも継承されており、そこでは諳誦を主体に、編文・会話が試験⁽³⁴⁾されている。

さて、このようにして算出された実数から、「表4」にもあるように上・亜上・中・亜中という成績優秀者一四人が選ばれた。このほか諸事情によって点数こそ出ないが、間違いなく稽古を続けた者六人を準亜中とし、計二〇人の者にそれぞれ藩から御褒美が下されている。一期生三九人中、二〇人が褒賞の対象となっており、まずは良好な結果といえよう。享保一六年(一七三一)三月に始まる第二期の稽古生は、これら一期生の者のうち継続を希望する者を中心に構成された。稽古生は二四人と一期生より少ないが、状況からみて内容はより高度なものへ進んだと考えられる。

対馬府中における稽古がある程度まで達したところ、親や本人の希望があれば「御免札」つまり倭館留学が許可された。ただし渡航の時期はそれぞれ異なり、必ずしも第二期の終了期(享保一九年二月末)にはとらわれない。「表4」で明らかのように、たとえば第一期で「上」の成績を修めた三人のうち、成績最優秀の花田重五郎(番号16)と二位の阿比留俊三郎(番号10)は、早くも享保一七年から倭館での学習を開始し(したがって第二

期の褒美に該当しない)、三位の春田治助(番号5)は翌一八年から始めている。こうして稽古生で「御免札」を得た人数は一六人、このうち一〇人までが第二期終了前に倭館へ渡っているのである。あたかも第二期の稽古の場は、府中から倭館に移った感がある。

だが、ここからさらに本職の通詞中へ進むとなると、人数はかなり絞られてくる。成績がいくら良くても、親や本人が家業の商人としての道を選択することが多いためである。しかも芳洲が「本役を勤め候ほとに言葉も宜ク通し、朝鮮之事情をも弁へ、才覚も有之と申者、中々五年十年ニ御仕立被成候事ハ成申間敷候」と述懐しているように、本役への道は遠く険しいものがある。結局、一二期生を通じて、一度でも通詞中に席を置いた者は七人であった。稽古生通算四三人中七人であるから、この間の芳洲の「通詞仕立率」は一六%であったといえる。これはそれほど悪い数字とはいえない。一期生で成績最優秀の花田重五郎こそ通詞中にならなかったが、阿比留俊三郎は最高位の大通詞まで到達し、春田治助は本通詞までいっているのである。確実に通詞中の質と数を向上させた芳洲は、これからさらに通詞中の組織強化と待遇の改善といった問題に取り組むことになる。

四 通詞中の改革

享保一四年（一七二九）三月から翌年九月まで、裁判役として倭館に滞在した雨森芳洲は、今度は通詞中が現地でかかえる問題の解決に臨んだ。まず倭館に着いてから一カ月後の四月二十七日、芳洲は通詞たちの処遇に関する書状を、府中の家老たちに送っている。そこには倭館に在館する通詞がいかに経済的に困窮しているか、通詞援助の意味で許可されている黄連貿易などの行き詰まりも併せて指摘されている。³⁵

（通詞中は）殊外困窮いたし居申候様子ニ而、御許前之黄連・小間物并御免銀、共ニ益を得申候事無之、殊ニ廿五匁被成下候御合力之内、当年よりハ半分御米拾六匁相場ニ而被成下、此元ニ而は漸拾壹、式匁位仕候故、召連候者之月切ニも差支候。わつかはかり被成下候内を、亦々御減少被成候同前ニ御座候而、弥難儀仕候様子ニ相見へ、平生綿服を着仕居候故、異国人之見掛けも不宣、笑止ニ存候。（中略）以前は黄連三十斤被指免被下、此元ニ而端物（反物）ニ振換候へハ、年中ニハ貫目ニあまり候御蔭を蒙り申候由ニ御座候処、唯今ニは一年分之御蔭、誠

ニ甚些少成事ニ而、小間物・御免銀とても、只今之朝鮮ニ御座候へハ、右同前之事ニ御座候。ケ様有之候而ハ、務かね申候段尤之事ニ御座候而、万一其内ニ以前之者のごとく法を犯し候者など致出来候而は、御損失如何程ニ而可有之候哉、其害誠ニ不少、御為甚以不宣御事哉と奉存候。

（以下略）

通詞の経済的な困窮は「異国人之見掛けも不宣」、通詞自身の行動にも影響を与える。困窮のあまり「以前之者のごとく法を犯し候者」とは、密貿易に手を染めてしまったかつての有能な稽古通詞、仁位文吉を念頭に置いていることだろう。また「御許前之黄連・小間物并御免銀」は、通詞中が特に許可された倭館への持ち渡り品である。倭館に勤務する者は、私貿易（開市）市場での取引品や倭館住民の使用する日用品などを、品目と数量を規定されて持ち渡ることが容認されている。これをいわゆる「御免物貿易」と称し、扶持米以外の臨時収入³⁷にあてられるのである。

通詞中に許可された御免物のうち、収入の中心になるものは黄連であった。根を健胃薬として珍重される黄連は、日本産が上質とされ、藩営の私貿易でも元禄（一六

九〇)年代に一斤あたり銀四三匁で取引されている。⁽³⁸⁾通詞中に許される一人の黄連持ち渡り高は、稽古通詞が毎年一五斤(留学生もこれを準じる、一斤 \parallel 六〇〇g)、⁽³⁹⁾本通詞と大通詞が毎年三〇斤であるから、四三匁の売値がつけば三〇斤では一貫二九〇匁(金で約二一兩)になる。通詞たちはこれを朝鮮商人へ売ったのち、対価代わりの反物を稽古通詞は一五反、本通詞と大通詞は三〇反、日本への帰国時に持ち帰ることが許可されている。したがって通詞中は、貿易が好調であれば芳洲が述べるように「年中ニハ貫目ニあまり候御蔭を蒙り申候」ことができた筈である。

だが黄連の価格は、いつも固定しているとは限らない。⁽⁴⁰⁾藩の私貿易帳簿では、元禄九年(一六九六)黄連二〇〇斤の輸出を最後に、以後は輸出がまったく行なわれていない。これは黄連貿易が、このころすでに利潤を生まなくなっていたことを暗示している。芳洲が概算したところでは、享保後期(一七三〇年代)に黄連の利益は往時の十分の一にも及ばないとしており、これが通詞職の魅力を喪失させ、「少ニても志有之候者」は通詞になりたがらない状態を作っていたという。⁽⁴¹⁾通詞中の経済的困窮の原因は、こうした不安定な臨時収入に依存して

るため、状況によっては実収が極端に減ってしまう給与体制にあったのである。

通詞中の定期収入にあたる宛行扶持は、それでも享保五年(一七二〇)八月、朝鮮人との出会いや物入りが多いため一人分が増加され、大通詞は五人扶持、本通詞・稽古通詞は四人扶持と規定されていた。⁽⁴²⁾しかしこのころの町代官(公貿易担当)は六人扶持、別町代官(私貿易担当)は役目がら余得がかなり多く、同じ町役でも実収は通詞中がかなり低いといわざるをえない。⁽⁴³⁾また先の芳洲の書状によると、倭館滞在期間に通詞中に支払われる合力銀は二五匁、それも半分を米で、通詞たちに不利な価格で引き渡すような仕組みになっていたという。こうした芳洲の書状、さらにはこれに呼応した倭館の館守や代官などの嘆願書により、享保一四年(一七二九)一月、対馬藩は通詞中の宛行を以下のように改善することになった。⁽⁴⁴⁾

- 1、大通詞は六人扶持、本通詞・稽古通詞は五人扶持とする。
- 2、倭館勤務期間に限り、一律に客料二人扶持、合力銀四三匁を毎月、支給する。
- 3、倭館への出張時に、仕出合力銀二五〇匁を支給す

る。

4、小間物御免は、これまで三〇〇匁のところ、宛行増加につき一五〇匁に減額する。

5、御免俵(米)や黄連、反物、加札(同行できる人数)は、以前の通り。

このように1〜3で、定収入の大幅な増加がなされている。特に仕出合力銀(渡航支度費)二五〇匁(金で四兩余)の支給は、以前はなかった新規のもので、これらの処遇はすべて「町代官並」であった。この反面、4〜5で規定されている臨時収入は、これまで通りか、あるいは逆に小間物御免を半額とする措置がとられている。これらは明らかに臨時収入偏重から、定収入依存へ切り換えられたことを示している。さらにこの機会に、倭館へ在勤する通詞は、常時、二人づつのこと、その在館期間には、従来の一六カ月から二年勤務とすること、御用に支障をきたさないように毎年一人一人づつ交代すること、などの通詞中の倭館勤務体制が整備されることになった。

さらに通詞中の改革は、構成要員にも及ぶこととなる。これまで通詞中は、大通詞・本通詞・稽古通詞という編成であったものが、新たに「五人通詞」が稽古通詞の下に置かれた。「五人通詞」が組織の中に定着したの

は、寛保二年(一七四二)四月一九日のことであるが、⁽⁴⁵⁾その名称については、倭館で長期にわたる語学留学をした春田治助・梅野松右衛門(勘助)・杉原久右衛門・渡嶋源右衛門(次郎三郎)・福山伝五郎ら五人を指す言葉として、四年前の元文三年(一七三八)からすでに使用されていたものである。⁽⁴⁶⁾この五人の者は、かつて芳洲が具申した『韓学生員任用帳』の学習プランに沿って倭館で特訓を受けている者たちで、いずれも芳洲の眼鏡にかなった秀才たちである。⁽⁴⁷⁾

「五人通詞」の設定は、通詞中の構成員を増やしただけでは足りない。必要とあればこの段階で人数を増減できるようにし、通詞中の編成を臨機応変に対処できる形に変えた。例えば「五人通詞」は、宝暦一三年(一七六三)から「八人通詞」と改称されて、三人ほど増加される。これは翌年に予定された通信使来日に備えて、通詞中の人員を増加する必要に迫られたためである。その後「八人通詞」は、安永二年(一七七三)に至って、再度「五人通詞」となるなど、通詞中の要員は、適宜、調整がなされている。⁽⁴⁸⁾

次の「表5」は、宝暦一四年(一七六四)第十一回目の通信使来日時における随通通詞の一覧表である。この

〔表5〕宝曆14年(1764)通信使来日時の随行通詞と役割

役割	通詞名	役割	通詞名
特定せず	渡嶋次郎三郎門 大通詞 住永伊左衛門 大通詞	特定せず	吉四郎 通詞 伊多吉 通詞 柳多吉 通詞 青田善 通詞 青東扇 通詞 矢服栗 通詞 福梅白 通詞 山津間 通詞 小中岩 通詞 高松手 通詞 ☆赤小 通詞 ★飯東 通詞 ★木鈴 通詞
	梅野勤介(大末席) 飯束吉郎(大末席) 嶋吉兵衛(大末席)		八人通詞 八人通詞 八人通詞 八人通詞
三使附	倭要介 郎 本通詞 河村助五 本通詞 小田四郎 本通詞 小田常四 本通詞 荒川恕吉 本通詞 江口寿吉 本通詞	合計	47人(うち通詞中 15人)
上従事附	吉松清右衛門 八人通詞 佐護伝右衛門		
人馬方	松本善右衛門 ★阿比留又右衛門 白水又右衛門		
並通詞	圓嶋喜太郎 八人通詞 山分庄次郎 八人通詞 梅野岩五郎 渡嶋忠六郎 沢田治右衛門 杉原金十郎 ★神田金惣次郎		

(鈴木伝蔵事件関係：※死罪 ☆大坂放 ★通詞役召放)

出典：宗家記録『宝曆信使記録』(慶應義塾大学図書館所蔵)
宗家記録『朝鮮通詞古御免帳』(韓国文教部国史編纂委員会所蔵)など。

時の使行は、帰路の大坂で、使節の一員(崔天淙)が随行通詞(鈴木伝蔵)に殺害される事件が起こり、その取り調べ記録⁽⁴⁹⁾から作成したものである。この表と前出の享保期の随行通詞「表2」と比較してみると、専任の通詞中が占める割合が倍(四七人中一五人)になっていることがわかる。重要な三使附には、本通詞と稽古通詞六名があたり、随所に「八人通詞」が配置されている。かつての稽古生、梅野勤介は、達者な朝鮮語能力をかわれて、大通詞に準じる「大通詞末席」として一員に加わっているが、これはあくまでも信使来日時の臨時通詞である。このほか表にはないが、本通詞の春田治助と八人通詞の安武平右衛門が倭館勤務とされている。したがってこのころの通詞中の構成は、大通詞二人、本通詞四人、稽古通詞三人、八人通詞八人からなる総勢一七人であった。

通詞中の待遇改善、組織の強化といった改革は、さらに朝鮮語学習者の層の拡大にまで及んだ。これまで商業統制上、藩が歓迎しなかった「六十人」や平町人の嫡子以外の朝鮮語稽古

が、しだいに緩和される傾向になったためである。宝暦一〇年（一七六〇）一〇月には、朝鮮御用支配の命により、ハンダルの作文力などを試してみ、それらが一定レベルまで到達していれば、どこで学習したにせよ詞稽古札（稽古許可証）を与えるように、といった指示まで出されている。⁵⁰このため宝暦（一七五〇）年代と天明（一七八〇）年代、「六十人」の子弟に混じって、僅かながら「役人籠」「大工」「上絵書籠」といった家の子供も稽古札を許可されるまでになった。人材を商人の家系にこだわらずに広く求め始めたのであり、通詞という職業が、商業から独立して、より専門化の傾向を示し出したといえる。

雨森芳洲は、宝暦五年（一七五五）、八八歳の生涯を対馬で終える。しかしこのように芳洲が提唱した通詞中の改善と質的向上は、着実に対馬の人々によって受け継がれていった。通詞養成のための稽古場は、幕末・明治まで対馬に存続する。次の史料は、明治初期（年代不明）の『韓語稽古規則』（冊子、表紙とも四丁）である。⁵¹やや長文であるが、芳洲が創設した養成所の完結とでもいうべきもので、さらにそこから江戸時代の「考日」を含めた稽古内容を推測することができるため、最後にこ

の全文を紹介しておく。

〔表題〕 韓語稽古規則

諸生於指南役毎日稽古并稽古場二五八之規則

一、五人通詞・御免札之銘々、毎朝指南役方ニテ卯ノ中刻ヨリ巳ノ刻迄稽古仕ル事。

一、二五八ノ日、朝卯ノ中刻ヨリ稽古場へ出勤仕ル。此ノ日、頭役臨場、面前ニヲイテ稽古通詞取次而已イタシ、五人通詞ハ諳読考へ、畢ツテ取次イタス。御免札ハ諳読考而已仕ル事。

但シ稽古中、雑話底之儀、一切禁止ノ事。

一、韓語集詞読畢候上、御扶持被下方可伺出申事。

一、交隣須知迄読畢候ワ、五人通詞被仰付方可伺出申事。

一、隣語大方迄読畢候上ニテ、稽古通詞被仰付方可伺出申事。

一、本通詞ハ大成ノ人ニツキ、順次或人撰ヲ以テ可伺出申事。

一、指南役ハ一統ノ進退ヨリシテ、諸生教導方専務仕ル事。

附リ。芸術ヲ論評シ、諸生ヲ勉励シ、日進勸学ヲ旨ト仕ル事。

一、大通詞中ハ是亦一統ノ進退ハ勿論、指南役ニ亜キ諸生引導仕ル事。

附リ。指南役怠情、且私斜ク儀有之ニヲイテ
ハ、去私就公風儀ヲ論評シ、公務公導ヲ旨ト仕ル事。

一、稽古相好候者、指南役ニ談ス、指南役ヨリ一統え談判ノ上伺出ル事。

一、年始・孟蘭盆ノ節、通詞中頭役ノ宅々ヲ始メ、先輩ノ家々え互ニ礼儀ヲ相務ル事。

一、頭役臨場ノ節ハ、茶・多葉粉盆差出方、一切御免札ヨリ相勤ル。

法 律

一、右ノ定典ニ違背ノ輩ハ、幾扁モ戒諭ヲ加え、夫共相背ニイタツテハ、一統ノ風化行ワレサル事ユエ、無遠慮藩庁え申出、蒙御処置事。

十月

広 瀬 豊 吉
浦 瀬 最 助
阿 比 留 相 助

このころの毎日の稽古は、卯中刻（午前六時ごろ）から巳刻（九時ごろ）まで、五人通詞と稽古生を中心に「指南役」が指導し、毎月二五八の日（月に九回）に「頭

役」が出て指導している。「指南役」は芳洲の時代の「詞師匠」、また「頭役」は「惣下知」にあたり、したがって「二五八ノ日」がかつての「考日」に相当する。ここでは稽古通詞・五人通詞・御免札（稽古生）のそれぞれの程度に分けて「諳読考」（諳誦）が中心に行なわれている。重要な点は、通詞中の役職別にその到達度をはかる書物が具体的に提示されていることである。すなわち藩からの扶持米をもらって稽古生となるには『韓語集詞』を修了した程度、五人通詞には『交隣須知』、稽古通詞には『隣語大方』をそれぞれ修了した程度の者を目安に選ばれていたという。『韓語集詞』は、書名からみて入門用とされる簡単な単語・句集と考えられる。また『交隣須知』は、周知のように雨森芳洲による朝鮮語学習書で、単語を基礎とした初等会話集である。『隣語大方』は、それよりも高度な相談や弁解などの習得に必要な書で、同名の書が朝鮮でも刊行されているが、ここで用いた書は対馬藩の通詞「福山某」が編纂したと伝えられる書の方であろう。⁽⁵²⁾ いずれにしても、以上が対馬藩が到達した通詞養成のための、初級から中級への学習課程であった。

五 結語——異文化間の相互理解

中世いらい、商業活動を基盤に継承されてきた対馬の朝鮮語学習は、多くの通詞を輩出したものの、いっぽうにおいて多くの弱点も抱えていた。本稿で明らかにした雨森芳洲の通詞養成は、それらを是正し、朝鮮語の学習を通じて隣国に悔られることのない、教養人としての通詞を仕立てていった。対馬の朝鮮語通詞の歴史において、芳洲の果たした役割は大きく、その影響は明治期にまで及ぶ。

日朝間の国際交流における芳洲の偉大な存在については、いま改めて述べる必要はないだろう。しかしここで考えておかなければならないことは、芳洲の投げかけた問題に呼応して意見を取り入れて実践していく、いわば受け手の側の行動と役割である。たとえば通詞養成所の設置一つをとっても、藩当局は詞師匠の扶持米を始めとする人件費などの多大な出費を強いられたはずである。朝鮮貿易が衰退期に入り、かつてのような財源を確保できなくなった時点での決断は、やはり評価されねばなるまい。そして何よりも重視すべきことは、芳洲が目標とした養成所の建学の精神をよく理解し、決して楽とはい

えない連日の学習をやり遂げた教師と稽古生、さらにそれを明治期まで継承した多くの人々の存在である。

通詞は、修業に要する長期の苦勞、また習得した高い技量に比して、むくわれることは少ない。その社会的地位も、大通詞以外は芳洲の改革後もやはり低いことに変わりなく、⁵³⁾ 実収入は、むしろ通詞をやめて家業に専念した方がはるかに良かった。だが、彼らは稽古所や倭館などの場を通じて、日本と朝鮮という異文化の橋渡しをする通詞が、いかに重要な、やりがいのある仕事であるかを知る。現場の経験を積むほどに、理想の通詞とは単なる言葉上手といった小手先の問題ではなく、結局は芳洲の主張する「互いに欺かず争わず」「誠信の道」を追求することであることを会得していく。これは、家業の傍らにあった通詞たちに、プロとしての誇りを持たせ、職業人として結束する新たな通詞中への原動力となっていく。

対馬藩の朝鮮語通詞は、芳洲の亡き後、数々の名通詞を生んだ。その中の一人、大通詞の小田幾五郎は、芳洲の亡くなった年の宝暦五年（一七五五）に生れ、生涯を通詞職一筋に捧げた。文化八年（一八一）の通信使易地聘礼にまつわる通詞としての活動⁵⁴⁾もさることながら、

彼は『象胥紀聞』『草梁話集』『通訳酬酢』『北京路程記』『朝鮮詞書』『講話』『病録』などの多くの著者でも知られている。これらの書は、幾五郎が五〇年以上にわたって勤めた通訳職の傍ら、知見しえた朝鮮の歴史・地理・制度・産物・国情・言語・風俗などについて著したもので、外国人によるものとしては一級の朝鮮研究書である。⁽⁵⁵⁾ 小田幾五郎とその著書についての詳細は後日を期したいが、天保二年(一八三一)、幾五郎が七七歳の時の書『通訳酬酢』⁽⁵⁶⁾の序文に

彼人へ旦夕之交り、実直を不失、時は彼方奸を施共、終ニ直に伏す。奸を責れバ、柔を以和に移す。和に应ずれば理に随ひ、慾に便る。理慾を正せハ、欺き歎く。人情朝夕弁之事、第一也。

とある。そしてさらに「通訳私之心得」と題して、次のような和歌を詠んでいる。

通弁は秋の湊の渡し守り

往き来の人のこゝろ漕ぎ知れ

小田幾五郎が到達した通訳の道「人のこゝろ」は、同時に異文化間の相互理解にとっての原点であった。幾五郎もまた、芳洲のまいた種子の一つの結実である。

註

- (1) 雨森芳洲の朝鮮語学への貢献について触れたものに、大曲美太郎「釜山港日本居留地に於ける朝鮮語教育」『青丘学叢』二四号、一九三六年)、田川孝三「対馬通詞小田幾五郎と其の著書」『書物同好会冊子』一一号、一九四〇年。のち『書物同好会報附冊子』龍溪書舎、一九七八年に収録)、安田章「隣語大方解題」(『隣語大方』京都大学国文学会、一九六三年)、小倉進平(河野六郎補注)『増訂補注朝鮮語学史』(刀江書院、一九六四年)、泉澄一編『雨森芳洲外交関係資料集』解題(関西大学東西学術研究資料集刊十一—三、関西大学出版部、一九八二年)がある。
- (2) 中村栄孝『日鮮関係史の研究』中(一九六九年、吉川弘文館)一四〇—一四七頁。
- (3) 第九軍(羽柴秀勝・細川忠興勢)は、当初、老岐島に在陣していたが、まもなく名護屋に待機中の旧十番隊の一部と合流して占領地の守備にあたる(参謀本部編『日本戦史』朝鮮役、一九二三年、八五頁)。「表1」の最下段、別所吉治がこの時合流する旧十番隊の一人で、通詞遠矢千右衛門がここで第九軍に編入されたことがわかる。
- (4) (5) 中村栄孝『日鮮関係史の研究』中、前掲、一四三—一四七頁。
- (6) 宗家記録『享保信使記録』第四〇冊(内題)「一二五、

御国ニ而信使前集書」慶應義塾大学図書館所蔵。

- (7) 宗家記録『類聚書拔』対馬歴史民俗資料館所蔵。享保元年(一七一五)〜元文五年(一七四〇)までの通詞中の動向を、項目別に編年体で記録したものである。項目内題は、「一、(表題ナシ)」「二、通詞御宛行増減」「通詞細物御免・御免銀・御合力銀内借り」「四、通詞不時并定式被成下、附り、御称美」「五、通詞諸願諸事被仰付」「六、通詞旅行并中帰国、附り、村船便、加札御免」「七、通詞御呵」「八、通詞屋大庁疊敷替之事」「九、通詞稽古札御免、附り、稽古札被差除候事」。以下、内題は省略する。

- (8) 宗家記録『延享信使記録』第七冊(内題)「八、宿検分之人并先触足輕差越候覚書」慶應義塾大学図書館所蔵。

- (9) 宗家記録『委細御條書草案』対馬歴史民俗資料館所蔵。

- (10) 近世前期における随通通詞については、記事が散見しており、把握がかなり困難である。朝鮮側の使行録にも、しばしば「倭通事」「通事倭」「通辞倭」として登場するが、総人数はもとより個々の名前にいたってはほとんど触れられていない。わずかに随通通詞の人数を記録した例として、寛永一三年(一六三六)使行の正使任統による『丙子日本日記』一〇月一二日条に「倭通事三十餘名、亦列拜於庭中而出」とあるのが注目される(『海

対馬藩の朝鮮語通詞

行摠載』二、朝鮮古書刊行会、一九一三年、三一五頁)。しかしこの人数は、対馬島に到着した信使一行の宿所に拜礼に訪れた通詞の人数で、随通通詞全員であるかどうかは不明である。なお、通信使が同行する朝鮮側の日本語通事(倭学訳官)については、李元植「朝鮮通信使に随行した倭学訳官について」(『朝鮮学報』一一一輯、一九八四年)がある。

- (11) 最近、韓国では倭学訳官についての研究が進んでいる。金良洙「朝鮮後期訳官家門の研究——金指南・金慶門ら牛峰金氏家系を中心に——」(『白山学報』三三二号、一九八五年)、同「朝鮮後期訳官家門の研究——下應星・下承業ら密陽下氏家系を中心に——」(『孫寶基博士停年紀念国史学論叢』知識産業社、一九八八年)、鄭光『司訳院倭学研究』(太学社、一九八八年)。発行所はいずれもソウル特別市、タイトル原題は韓国語。東京外国語大学、吉田光男氏の御教示による。

- (12) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社、一九八一年)補論一、貿易商人「六十人」について、参照。
- (13) たとえば平山家文書『諸記録』(長崎県上県郡上対馬比田勝、平山家所蔵)に記録された寛永七年(一六三〇)ごろの使船所務権の保持者に、松尾姓が一人、平山と小田姓が各三人、井手姓が一人確認される(田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』前掲、一〇四〜一〇五頁)。

- (14) ちなみに延宝二年(一六七四)の調査によると、義成代に新たに加わった「新六十人」は一〇八人、このうち二人の旧柳川氏支配の商人も含まれている。これに義智代「新六十人」の子孫が一七人、「古六十人」が三〇人、したがってこのころの六十人中は一五五人から構成される。これがさらに天明五年(一七八六)の調査になると、六十人中は二六七人に増加している(田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』前掲、四二九頁)。
- (15) 松尾氏は、松尾七右衛門が柳川家の代官役をつとめ、事件で死罪となったため、一族の改姓となる。橋辺、土田、勝田姓のほか、七右衛門の兄の庄兵衛家は好見姓になり、後に「新六十人」商人に加えられる。柳川事件なしし松尾氏については、田代和生『書き替えられた国書』(中央公論社、一九八三年)、同「みちのくの柳川調興」(『対馬風土記』二六号、一九九〇年)一六―一七頁を参照。
- (16) 元方役や町代官などの活動、あるいは橋辺家の系図については、田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』前掲、第九章、元方役の設置と私貿易の藩営化、参照。
- (17) 宗家記録『委細御條書草案』前掲。
- (18) 宗家記録『類聚書抜』九、前掲。
- (19) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』前掲、第十章、貿易帳簿からみた私貿易の数量的考察、参照。
- (20) 宗家記録『委細御條書草案』前掲。
- (21) 『雨森芳洲外交資料集』前掲、二一―三九頁収録。
- (22) 三宅英利『近世日朝関係史の研究』(文献出版、一九八六年)四七六頁。
- (23) 『館守・参判・裁判朝鮮渡海之例』末松保和氏所蔵。
- (24) 随行通詞は、たとえ現職の通詞中であっても、ほとんどの者がハングルを知らなかったようである。『韓学生員任用帳』に「諺文を存候朝鮮言葉巧者之三人、(中略)只今諺文を存居候者ハ、小松権右衛門・中川吉右衛門・森田弁吉、是三人ニ而御座候」とあり、芳洲があげた三人に大通詞、加瀬伝五郎の名がない。三人のうちで通詞中に属しているのは、小松(原)権右衛門だけである(前出「表2」参照)。森田弁吉は通信使来日時だけの臨時通詞で、また「表2」に名がない中川吉右衛門も雇通詞で、通信使来日時には倭館仮通詞役を勤めている。朝鮮語学習の主体が、商業会話に置かれていた弊害であるう。
- (25) 『類合』は、朝鮮では『千字文』と並ぶ児童の学習書で、漢字の下にハングルで朝鮮語の訓・音を付したものである(藤本幸夫「朝鮮童蒙書——漢字本『類合』攷、附影印」『富山大学人文学部紀要』一一、一九八六年、同「朝鮮童蒙書、漢字本『類合』と『新增類合』について」『崎山理他編『アジアの諸言語と一般言語学』三省堂、一九九〇年)。また『十八史略』は、中国(元、曾先之編)の歴史書、『物名冊』と『韓語撮要』は、書名からみて

語彙集と用語集の類かと考えられる。なお対馬の『宗家文書史料目録』和書のD言語に『物名』（横帳一冊、写本、日朝辞書）がある。『淑香伝』は、ハングル小説である（小倉進平『増訂補注朝鮮語学史』前掲、二九九頁）。『韓学生員任用帳』によると、『類合』『十八史略』は倭学訳官から習得するように、『物名冊』『韓語撮要』『淑香伝』は日本人教訓官が指南するように、ただしその時に「朝鮮人へ右の書物、得と被読習、清濁高低少の違無之様ニ指南可被致事」とあって、朝鮮語の発言を完全にしてから指南に望むように注意している。

(26) 宗家記録『類聚書抜』二、前掲、享保五年九月二五日、同年十一月二三日、享保六年九月五日条。

(27) 宗家記録『詞稽古之者仕立記録』韓国・文教部国史編委員会所蔵。以下、本章での引用は、特にことわらない限りこの史料による。なお同史料は『芳洲外交関係資料集』（前掲）、および後出する註（48）宗家記録『朝鮮詞稽古御免帳』は『続芳洲外交関係資料集』（関西大学東西学術研究所資料刊十一―四、関西大学出版部、一九八四年）に校訂文が収録されているが、人名や年齢などの誤植の関係から、ここでは原本に拠った。

(28) たとえば、町触に依じて稽古願いを申し出た河内庄七の嫡子、藤吉（一三歳）は、庄七が「御得意置之御目見」にすぎないことから、「此節ハ六十人迄之子共を稽古被仰付候事故、願之通難被仰付候」と、藩では入学を

認可しなかった。

(29) 宗家記録『委細御條書草案』前掲。

(30) 稽古場は、その後、府中の各所に移転した。たとえば享保一七年（一七三二）五月時点には、詞師匠の吉松清右衛門の自宅があてられている（宗家記録『類聚書抜』五、前掲）。また安永三年（一七七四）十一月には、考日（このころは「二七の日」）の詞考に使者屋を使用、寛政元年（一七八九）一月には藩校の小学校の使用も許可されている（宗家記録『通詞被召仕方・漂民迎送賄・町代官・御免札』韓国・文教部国史編纂委員会所蔵）。嘉永四年（一八五一）五月の朝鮮方の出勤簿には「朝鮮詞稽古場普請中ニ付、出張無之」（宗家記録『毎月入丸控』対馬歴史民俗資料館所蔵）とあり、稽古場の新改築がなされたことを明らかにしている。

(31) 宗家記録『類聚書抜』一、前掲、享保一八年五月一七日条。同史料から判明するところによると、文吉は、倭館で公務中に急死した通詞、仁位善六を父に持ち、一〇歳のころから通詞中より朝鮮語の特訓を受ける環境にあった。まもなく「朝鮮言葉得方ニ有之、諺文等も如形覚候」と、天賦ともいふべき語学の才能を発揮し、吉松清右衛門に遅れること一年、倭館において語学留学を開始した。さらに一年後、文吉は清右衛門とともに稽古通詞に就任しており、それが一五歳という年齢を考えるとやはり異例の早さである。文吉が巻き込まれた密貿易事件

の背景には、藩の通詞中に対する待遇の悪さが潜んでおり、享保一四年(一七二九)、芳洲による通詞中の待遇改善を求める具申につながっていく。

- (32) 宗家記録『類聚書抜』一、前掲、享保一四年三月六日条に、「朝鮮言葉稽古仕候子共、毎月晦日、雨森東五郎宅へ集メ相考候処、東五郎今度朝鮮へ被差渡候付、東五郎致帰国候迄ハ、常右衛門義東五郎宅へ罷出、可相考」とある。

- (33) 現在のところ、当時の考日の詳細な内容はわからないが、後に養成所の卒業生を中心とする四人の優等生が倭館へ留学した際、芳洲が課した学習法に「於彼地(倭館)ニ毎月六日宛会日を極、右四人之者老人ハ和語を拵置、残り三人ハ朝鮮言葉ニ直シ、銘々手前ニ差置、清書ハ毎月晦日ごとに一ヶ月分東五郎方へ差越候」(宗家記録『類聚書抜』四、前掲、元文二年七月二八日条)とある。これは日本語から朝鮮語の対訳を作文させる方式で、学習が会話一辺倒にならないように配慮されたものである。講読・作文能力こそ、当時の通詞が最も不得意としたところであった。稽古生の倭館留学については、註(47)を参照。

- (34) 後出する明治初期の『韓語稽古規則』を参照。同じころ、草梁公館の語学所規則に、「毎月十日(中略)、誦誦は第十時より第十二時に至る。席上編文・会話す。此日監長臨席試験すべし」(大曲美太郎「釜山港日本居留

地に於ける朝鮮語教育」前掲、一五一頁)とある。

- (35) 宗家記録『通詞中在館御宛行加増被仰付候覚書』韓国・文教部国史編纂委員会所蔵。

- (36) 御免物貿易は、倭館渡航者の個人貿易で、藩営の貿易に支障をきたさない範囲内で行なわれる。商品の規定があるため、藩営貿易で特定の商品の調達・販売を請負う倭館の御用商人「請負屋」とも関連が深い(田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』前掲、二二六頁)。

- (37) 通詞中の臨時収入は、このほか1、永年の精勤に対するもの、2、特別な交渉事に携わった場合、3、諸大名家からの特別依頼に応じて朝鮮語の翻訳等に当たった、などの理由で、多い時で銀三〇枚(一貫二九〇匁、金で約二一兩)を下賜されることがある(宗家記録『類聚書抜』四、前掲、享保七年一月二八日、同一一年七月二〇日、同一二年五月二九日条など)。

- (38) 黄連は王連とも書き、『大和本草』に「日本ノ黄連性ヨシ故ニ、中夏・朝鮮ニモ、日本ヨリ多クワタル」とある。朝鮮への輸出は、藩営の私貿易で貞享元年(一六八四)〜元禄九年(一六九六)の間に、総計五一六一斤が輸出されている(宗家記録『御商売御利潤并御銀鉄物渡并御代物朝鮮より出高積立之覚書』国立国会図書館所蔵)。

- (39) 宗家記録『類聚書抜』二、前掲、享保六年九月五日、『同書』五、同九年一月二八日、同一二年一月二四日条。

- (40) 宗家記録『御商売御利潤并御銀鉄渡并御代物朝鮮より

出高積立之覚書』前掲。

(41) 宗家記録『詞稽古之者仕立記録』前掲。

(42) 宗家記録『類聚書拔』二、前掲。

(43) 通詞の格も、他の倭館勤務の町役に比べて明確ではない。通常は町代官・別町代官・町手代の下座に列座するが、時折、数一〇カ年勤めた大通詞は一役の頭役であるという理由から、町代官の上座とする措置がとられることもある(宗家記録『類聚書拔』五、前掲、享保三年四月二十八日、同一一年一月九日条)。

(44) 宗家記録『通詞中在館御宛行加増被仰付候覚書』前掲。

(45) 宗家記録『分類事考』六(内題)「代官方・濱方別方共・通詞并詞稽古・東向寺」(国立国会図書館蔵)、寛保二年四月十九日条に、「五人通詞相初り候事」とある。

(46) たとえば元文三年(一七三八)に彼らの一時帰国(中帰国)が交代で認められた時、「五人通詞の面々、二人ツ、四ヶ月之間中帰国被仰付候様ニ御極メ被成候事」(宗家記録『分類事考』六、前掲、元文三年九月二十七日条)とある。

(47) このうち春田治助(番号5)、杉原久右衛門(番号17)は養成所の一期生、梅野松右衛門(番号41)は二期生である(以上「表4」から)。これに渡嶋源右衛門が加わって、元文元年(一七三六)から当初は四人で特訓が開始される。さらに元文三年から芳洲をして「言葉ニ取候

対馬藩の朝鮮語通詞

而ハ、誠ニ秀逸之才」(宗家記録『詞稽古之者仕立記録』前掲)といわしめた当時一六歳の福山伝五郎(幼名、小吉)が加わって五人となる。渡嶋と福山はのちに大通詞まで到達するなど、いずれも通詞中で活躍するが、一人梅野(のちに勘助)のみ商売の方に専念、大坂における輸出用の銅の買付けなどで知られる(田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』前掲、三六六―三六九頁)。なおこの時の学習法について、註(33)を参照。

(48) 宗家記録『朝鮮詞稽古御免帳』(内題)「通詞御宛行并被仰付候年月」(韓国・文教部国史編纂委員会蔵)、宗家記録『分類事考』六、前掲、安永二年一〇月二十九日条。

(49) 宗家記録『宝曆信使記録』第四四冊(内題)「一一五、下向大坂ニ而崔天淙を通詞鈴木伝蔵殺害一件御供方記録」一一六、崔天淙を鈴木伝蔵殺害一件奉行方記録、および『同書』第四五冊(内題)「一一七、崔天淙一件ニ付信使奉行多田監物大坂え引残在留中毎日記」慶應義塾大学図書館蔵。

(50) 宗家記録『朝鮮詞稽古御免帳』(内題)「朝鮮詞稽古御免帳」前掲。

(51) 宗家記録『韓語稽古規則』対馬歴史民俗資料館蔵。なお大曲美太郎「釜山港日本居留地に於ける朝鮮語教育」前掲、一四八頁によると、明治五年(一八七二)一〇月二五日、対馬巖原(旧府中)の光清寺に語学所が設けられ、教授、住永友之輔らの指導により学習がなされ

たとあり、「十月」という史料の日付からみて、あるいはこの時の規則かとも考えられる。

- (52) 安田章「隣語大方解題」前掲、八〇九頁、二三頁。なお編輯者「福山某」とは、芳洲をして「秀逸之才」といわしめた倭館の特別留学生で、宝暦八年(一七五八)に仮大通詞になる福山伝五郎ではないだろうか。

- (53) たとえば、対馬藩の役職就任者の動向記録『定役』の町役の細項目に、年行司や代官と並んで「通詞」が明示されるのは天保一二年(一八四一)からである。記事のみの初出は享和二年(一八〇二)のことで、他の役職よりも扱いが軽い。

- (54) 長正統「倭学訳官書簡よりみた易地行聘交渉」(『史淵』一一五輯、一九七八年)に、小田幾五郎らが倭学訳官と取り交わした書簡とその歴史的背景が明らかにされている。

- (55) 田川孝三「対馬通詞小田幾五郎と其の著書」前掲、五一七〜五二八頁。

- (56) 『通訳酬酢』一二巻、三冊。同書は朝鮮役方へ提出され、宗家の所蔵本として対馬に伝わったが、大正一五年(一九二六)に朝鮮総督府朝鮮史編修会の所蔵となり、現在は国史編纂委員会に引き継がれている。

[附記] 本稿は、平成元年〜二年度文部省科学研究費(一般研究C)、および平成二年度三菱財団法人科学研究助成による研究成果の一部である。

なお本稿で引用した韓国・文教部国史編纂委員会所蔵の『宗家記録』は、おもに一九八二年〜一九八三年にかけての訪韓の際に閲覧を許されたものである。そのほか対馬歴史民俗資料館をはじめ、史料の所蔵者各位にはひとかたならぬ御理解と御支援を賜った。ここに特記して厚く謝意を表する次第である。

本稿は『水邨朴永錫教授華甲紀念論叢』(一九九一年刊行、ソウル特別市)に韓国語訳が収録される予定である。